

平成 30 年 10 月 19 日

事業者各位

室蘭労働基準監督署長
室蘭労働基準協会長
建設業労働災害防止協会 北海道支部 室蘭分会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 北海道支部 室蘭分会長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 北海道総支部 室蘭支部長

墜落制止用器具の安全な使用に係る説明会の開催について

日頃より、労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、墜落制止用器具については、平成 30 年 6 月に労働安全衛生規則等が改正され、平成 31 年 2 月 1 日から原則として「フルハーネス型」を使用すること、安全衛生特別教育を受講すること等とされています。

また、墜落制止用器具の構造規格についても、平成 31 年 1 月頃に改正され、同年 2 月 1 日から適用される予定となっております。

そこで、この度、改正内容について御理解をいただき、墜落制止用器具の安全な使用により墜落災害の防止に資するため、労働基準監督署と災害防止団体の共催により、下記のとおり標記説明会を開催することといたしました。

本説明会では、北海道労働安全衛生保護具普及協議会の御協力もいただき、**新規格の墜落制止用器具（フルハーネス型）等を見学できるブースも設置**することとなっております。

つきましては、年末の大変御多忙な時期ではありますが、貴事業場の安全担当者には是非御出席いただきますよう御案内申し上げます。

また、当日は、多くの方の御出席を予定しておりますことから、3部（1部 120 名定員、内容は同じ）に分けて開催いたしますので、御都合の良い部を御希望いただきますようお願いいたします。

なお、会場の駐車スペース（約 90 台）には限りがあります。直前は大変混み合いますので早めの移動及び乗合、公共交通機関の御利用等について、御配慮をお願いいたします。

記

- 日時 平成 30 年 12 月 19 日(水) 第1部: 9:30～11:00
第2部: 13:00～14:30
第3部: 15:30～17:00
※各部先着 120 名（定員を超えた場合は他の部への振り替え等調整させていただきますので御容赦願います。）
- 場所 室蘭建設会館 1階 大会議室(室蘭市入江町1番 74)
- 内容 (1) 墜落制止用器具の改正内容について
(2) 墜落制止用器具の詳細(展示ブースあり)
- 申込方法 別紙により、**12月7日(金)までに室蘭労働基準監督署あて**に直接申し込み下さい。
(FAX可)
- 問合せ先 室蘭労働基準監督署 第二方面 (電話 0143-23-6131、 FAX 0143-22-5213)

(送信状不要)

平成30年 月 日

室蘭労働基準監督署 第2方面 あて

「墜落制止用器具の安全な使用に係る説明会」出席者報告

(ふりがな)
 事業場名 _____
 担当者名 _____
 連絡先 _____

加入防災団体等がある場合は以下に○を入れてください
 (基 ・ 建 ・ 陸 ・ 港 ・ その他)

出席予定者につきまして、下記のとおり報告します。 ※出席予定の部に^{まる}○を入れてください。

出席する部 ^{まる} (○)	出席者職名	出席者氏名
1部 (9:30~11:00)		
2部 (13:00~14:30)		
3部 (15:30~17:00)		
1部 (9:30~11:00)		
2部 (13:00~14:30)		
3部 (15:30~17:00)		

※出席予定者が2名を超える場合は、枠を追加し報告願います。

【提出先】
 〒051-0023
 室蘭市入江町1番地13 室蘭地方合同庁舎
 室蘭労働基準監督署第2方面
 電話 0143-23-6131
 FAX 0143-22-5213